

外資が狙う日本の水資源 問われる安全保障の概念 国全体の組織改革を



グローバルウォーター・ジャパン代表 国連環境アドバイザー 吉村 和就

1972年荏原インフィルコ入社。荏原製作所本社経営企画部長、国連ニューヨーク本部の環境審議官などを経て、2005年グローバルウォーター・ジャパン設立。現在、国連テクニカルアドバイザー、水の安全保障戦略機構・技術普及委員長、経済産業省「水ビジネス国際展開研究会」委員、千葉工業大学非常勤講師などを務める。著書に『水ビジネス 110兆円水市場の攻防』（角川書店）、『日本人が知らない巨大市場 水ビジネスに挑む』（技術評論社）など。

数年前から日本の山林が外国資本により買収されているという報道が相次いでいる。なぜ外国資本に日本の山林が買収されることが問題なのか。そこには、近代国家ではありえない重大な「国家の安全保障の欠如」が見出される。日本の安全保障を確保するためにどうしたら良いのか。その背景と対策について述べてみたい。

外国資本に山林が買収された報告例

政治家として、外国資本により山林が買収されている問題を大きく提起したのは、故中川昭一元財務・金融担当相である。筆者は2007年から中川議員と「水の安全保障研究会」にて、世界と日本の水問題を討議していた。北海道・帯広地区を選挙区に持つ中川議員は、北海道の土地が外資に買われていることを憂慮し、08年、北海道庁や林野庁に実態調査を命じた（当時は自民党が与党）。しかし最初に出された回答は、「そのような事実はなかった」である。

09年8月、自民党から民主党政

権に移行した。しかし、その後も全国各地での新聞報道や東京財団の報告書では、多くの外資による買収例が取り挙げられた。11年5月には林野庁が「外国資本による森林買収面積は40件で合計620haに及ぶ」と発表している。

12年4月、読売新聞社が47都道府県で行った「山林買収事例」の調査結果を報じている。それによると、全国で63件、買収面積は1103haに及び、土地の取得者は香港、オーストラリアなどアジア・オセアニア地区の法人や個人が全体の7割にあたる44件で、租税回避地として知られるバージン諸島の法人が取得したケースも11件あった。

さらに記事では本当の取得者を隠

すために日本人の名義を借りているケースも少なくないとし、札幌市在住の中国人男性は昨年秋に「北海道ニセコ地区周辺山林など14haを購入したが、本名で購入すると日本人に反発されるので、登記の際は日本の不動産業者の名義を借りた。日本の土地は今が底値で、いずれ高値で転売できると考えている」と紹介している。当然、このような名義貸しは全国的に行われていると考えられ、「外資による山林買収面積」はさらに大きな数字になるであろう。

なぜ日本の山林が外資に狙われるのか

日本の山林が外資により狙われる

外資による土地所有の扱い（国別）

外資の土地所有を認めない（土地使用権はある）	中国、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、イスラエル、ナイジェリアなど
所有を制限付きで認める	韓国、シンガポール、オーストラリア、マレーシア、スイス、デンマークなど
土地の使われ方が国益に反しないよう、厳しく規制	米国、ドイツ、フランス、英国など ※米国は連邦法と州法で二重規制
外国人が自由に買える（農地・市街地以外）	日本

のは、3つの理由が考えられる。第1の理由は、わが国の山林は不当に安く、林地の価格は1992年以来、20年連続の下落で73年の価格水準まで低下している。もちろん、木材資源としての立木価格も25年以上にわたり下がり続けている。まさに「今が買い時」である。

第2の理由は水資源(地下水)の確保である。日本人にはあまり実感がなく、人口が70億人を超えた今、世界は水不足に直面している。世界各国は経済発展と人口増加に対処するために、国を挙げて水資源の確保に乗り出している。

例えばシンガポールでは2000年当時、国内の水需要の50%以上を隣国のマレーシアから輸入していた。もしマレーシアがバルブを絞れば、500万人の国民の半数以上が水の危機に直面する。シンガポール政府は「水は国家の安全保障」として、水資源の確保(雨水回収、海水淡水化、下水処理水の飲料水化)に邁進している。

オーストラリアは05年から厳しい干ばつが続き、国内最大のマレー・ダーリング流域河川が枯渇の危機に瀕し、政府は厳しい水の使用制限を国民に課している。

隣国の中国では、水不足はさらに深刻である。中国には世界人口の20%が居住しているが、その水資源の保有量は世界の6%しかない。その貴重な水資源も工場廃水や生活污水により汚染が進み、国家環境部は「中国の7大河川の8割以上が飲料不適であり、浅層の地下水も農薬や重金属汚染により飲料不適が増加している」と発表している。

昨年7月には中国史上最高レベルの「水資源に関する会議」が開催され、その席上、胡錦涛国家主席と温家宝首相を含む中央の指導者は、全国民に「中国は水資源不足の国家である認識を持って、節水型社会の実現を目指せ」と呼びかけている。中国にとって水資源の確保は国家の命題であり、モンゴルやチベットからの導水、メコン川上流からの取水な

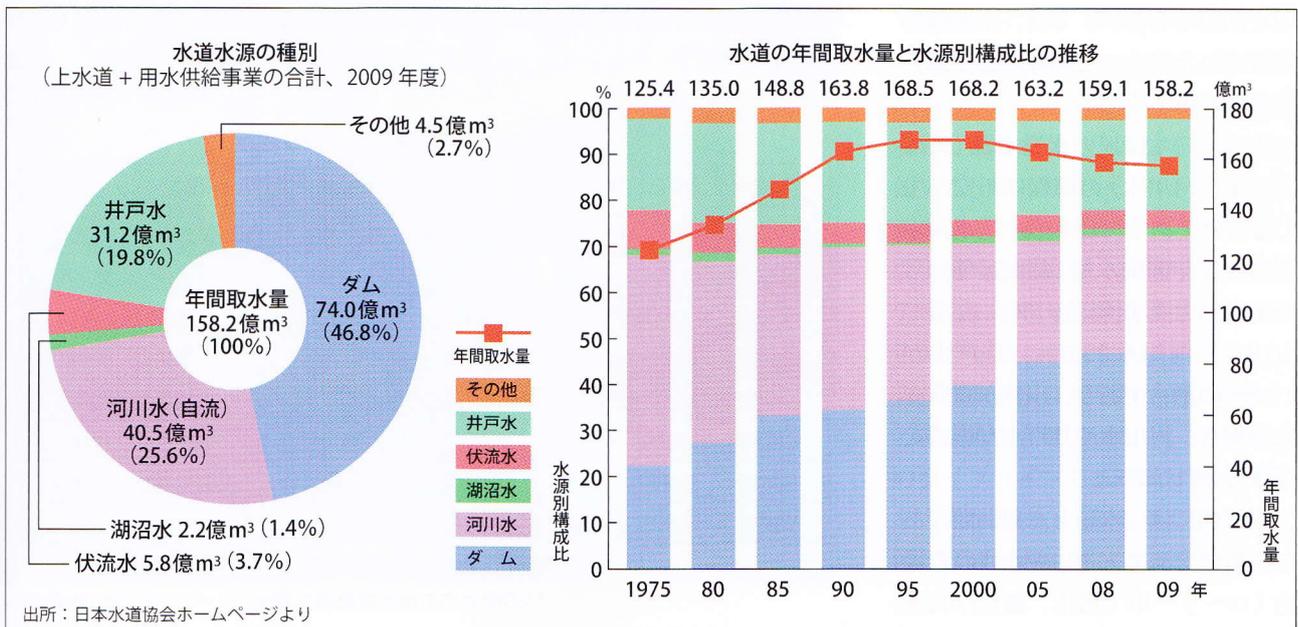
ど国家を挙げて取り組んでいる。

これらの国々にとり、日本は全国津々浦々、どこでも安全でおいしい水が大量に確保できる最高の「採水地」「水がめ」である。

第3の理由は、日本の山林は外国人が誰でも自由に買えることである。世界各国の外国人の土地所有制度を見ると、一切外資の土地所有を認めない中国やベトナム、フィリピンなど、また所有を制限付きで認める韓国やシンガポール、その土地の所有や使用が国益に反しないよう、厳しく規制している米国、ドイツなどさまざまである。日本だけは農地や市街地以外は外国人が自由に買え、しかも使用制限がまったく付かないなど、先進国では極めて珍しい国なのである。

地下水は誰のものか

日本の法律では、表流水(河川水、湖沼水)の帰属は河川法や水利権として厳しく規制され所有も明確であ



る。しかし地下水は民法上の土地所有者(地権者)に権利があり、土地を持ちさえすれば、いくらでも地下水が汲み上げられる。もちろん、地下水取水を包括的に制限する国の法律は存在しない。

世界各国の地下水の帰属をみると、地下水は公水(公のもの)として規制しているのは、イタリアやイスラエル、フランスなどであり、一方、私水(その地権者に地下水を使う権利がある)として認めているのは米国、英国、日本などである。しかし米国や英国では、地下水の使用が公益上必要な場合は公が優先する取り決めがある。日本は土地さえ持てば、地下水は地権者が使える、つまり外資が日本の山林を手に入れば、そこの地下水も同時に手に入り、しかも自由に使えるのが日本の実態である。

水源林が買収されたらどうなるのか

日本の法律では外資による山林買収を制限できない。では、水源林が買収された場合、どんなことが起こり得るのか。

まず、日本国民の水道水源(特に井戸水、河川水)の確保に不安が生じることである。日本の水道水源の割合は、年間取水量(約158億m³)を100%とした場合、ダム取水が46.8%、河川水25.6%、井戸水が19.8%の割合であり、山林が買収された場合、河川水や井戸水が影響を受ける恐れがある。

具体的には、水量と水質問題がある。仮に上流で大量に取水された場合(ローリー車で搬出、または大型

ボトル工場建設など)は下流の自治体水道では水量の不足を生じる恐れがある。もちろん、上流ほど良質の水源であるが上流取水を規制する現行の法律はない。

さらに水源林の管理が放置され水質が悪くなった場合でも、現行法では勝手に個人所有の敷地に入り他人が対策を講ずることができない。山梨県などの自治体では国産飲料メーカーと「地下水協定」を締結し地下水保全に努めているが、海外資本の場合は交渉の難しさ、法的根拠がなければ戦うことが不可能である。さらに土地所有権が海外にて転売されるケースも多い。

買収の恐れがある主要な水源地はどこか。現在、判明している多くは北海道地区であるが、今後は基本的には地下水が豊富な水源林を持つ自治体の水源となっている流域がターゲットである。利根川の上流、富士山のふもと、大山、阿蘇山のふもと、熊本県内、宮崎県内などである。これらの地域には、新聞報道などによると、すでに「外国資本がバックとみられる第三者を通じて多くのコンタクトがあったこと」が報じられている。

自治体や国の水源林保護をめぐる動き

水源林を守る動きは、水源に直結する地域住民から始まっている。

市町村レベルでは、外資による水源林の買収が進みつつあった北海道ニセコ町では、2011年5月に保護区域内での開発規制ができる「水道水源保護条例」と過剰な取水を制限する「地下水保全条例」を制定した。制定の背景は、ニセコ町では15ある町内の水源のうち、すでに2カ所の水源がマレーシア資本により買収されたことであった。

このような条例制定は他の市町村も積極的である。11年7月には宮崎県小林市が「水資源保全条例」を制定し、市内全域の地下水採取の規制を行っている。また同年9月には山形県尾花沢市が「水環境保全条例」を制定、特に山林と地下水の関係を重視した条例になっている。

同じく9月、山梨県富士吉田市では「富士吉田地下水保全条例」を制定し、市内全域の地下水の採取・管理方法を規定している。特に1日の汲み上げ量が1000m³を超える企業

各自治体の水源林保護への取り組み

条例可決の自治体	意見書を出した自治体	
埼玉県	埼玉県 久喜市	愛知県 日進市
北海道	石川県	兵庫県 養父市
北海道 ニセコ町	石川県 金沢市	佐賀県 上峰町
山形県 尾花沢市	長野県 信濃町	佐賀県 鳥栖市
山梨県 富士吉田市	長野県 山ノ内町	熊本県 熊本市
山梨県 忍野村	長野県 佐久市	大分県
鳥取県 日南町	長野県 佐久広域連合	宮崎県 小林市
宮崎県 小林市	岐阜県 本巣市	



8の県や市町村が水源林条例を可決
15の県や市町村が意見書を提出

(2012年3月末時点)

とは協定を締結する内容である。しかし、違反者への罰則は事業者の公表と5万円以下の過料でしかない。

都道府県レベルでは、本年3月23日に北海道議会が「北海道水資源保全条例案」を可決。また埼玉県では同じく3月26日に「埼玉県水源地域保全条例」を可決している。筆者は4月9日、BSフジの報道番組「プライムニュース」の特集「日本の水資源保護の現状と課題を徹底検証」で埼玉県の上田清司知事と民主党・水制度改革推進議員連盟事務局長の森山浩行議員と対談したが、今回の水源地域条例の意義について上田知事は、「条例では買収そのものを停止することはできないが、その用途などを事前に知ることができ、改善を求めることができる。抑止力として有効」と述べている。

その他の都道府県では山形県、群馬県、長野県などが条例制定に向けて動いている。特に群馬県では、昨年9月にシンガポール在住の外国人

が「資産運用」を目的に嬭恋村の山林約44haが買収されたことを事前に把握できなかったため、県当局は危機感を強めている。

国の動きとして取り組んだのは森林法の改正である。1951年に施行された森林法に①所有者が不明の場合の森林施業（伐採など）の確保②無届けの伐採が行われた場合、中止命令および造林命令を出せる③新たに森林の所有者の届け出の義務④罰則の強化（罰則30万円から100万円に引き上げ）—などを加え、11年4月に「改正森林法」が成立した。しかしこの法律は水資源については述べられていない。

2年ほど前から、自民党の高市早苗議員は議員立法として「地下水の利用の規制に関する緊急措置法案」を「改正森林法案」とセットでの審議を要請していたが、議員立法の法案は継続審議扱いで一向に前進していない。

また、水に関する最も基本的条項

が織り込まれた「水循環基本法」も関係省庁や利害関係者との調整が難しく、国会への提出も危ぶまれている。

日本の水源を守るためには

筆者は国連勤務時代に多くの国と接してきたが、特に国土保全に関する事項では、その国のトップが関与する最重要事項である。どの国の土地の所有権を見ても、「土地はすべて国家のものであり、国民は一時的に国から使用を認められているに過ぎない。使用にあたっては公益が優先する」。近代国家では当たり前の考え方である。

しかし、日本は私的な所有権が異常なほど強く、公益より私的権利が優先するおかしな国になっている。「国土はすべて国の所有である」ことを再認識した上で、あらゆる法体系を整備する必要があるだろう。森林の地籍調査も面積比で48%しか行われていない。早急に取り組むべきである。

国の森林資源については、誰がどのくらい所有し、また何の目的で所有しているのか、国として現状を把握する仕組みがない。例えば国土調査や土地の利用規制は国土交通省、森林行政は林野庁、水道行政は厚生労働省、水環境規制は環境省など、管轄が複数の省庁に分かれており、森林資源と水資源を包括的に管轄する組織は存在していない。日本国民のライフラインである森林と水資源を守るために、一刻も早く省庁横断的な行政組織を確立することが望まれている。■



宮崎県竹田市の湧水群＝2011年5月、筆者撮影